

福井市まち美化パートナー制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、道路、河川、公園等の市が管理する公共空間（以下「公共施設」という。）のボランティアで行う清掃美化活動（以下「まち美化活動」という。）実施に必要な事項を定めることにより、地域への愛着心と環境美化に対する市民意識の高揚を図り、もって市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

（届出等）

第2条 まち美化活動に参加しようとする5名以上の団体（以下「参加団体」という。）は、自ら管理しようとする公共施設の区域を定め、活動届出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、参加団体と合意書（様式第2号）を取り交わすものとする。

（報告書）

第3条 前条の合意書を取り交わした参加団体（以下「パートナー」という。）は、毎年度末までのまち美化活動の実施内容を活動報告書（様式第3号）により市長に提出しなければならない。

2 パートナーは、まち美化活動の実施に当たり事故が生じたときは、事故報告書（様式第4号）によりすみやかに市長に報告しなければならない。

（パートナーの役割）

第4条 パートナーが行うまち美化活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 公共施設の空き缶、吸殻等の散乱ごみの収集
- (2) 公共施設の除草
- (3) 公共施設の花木の植栽及び管理
- (4) 公共施設の破損等に関する情報の提供
- (5) その他環境美化等の促進に必要な活動

2 前項の活動により収集した空き缶や散乱ごみ等は、可燃、不燃に分別し、活動区域の収集日に指定集積場所へ搬出するものとする。ただし、これにより難しい場合は、市長の指示する方法により処理するものとする。

(市の支援)

第5条 市長は、パートナーの活動に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 活動に必要な物品等の支給又は貸与

(2) その他まち美化活動の実施に必要な事項

2 前条に規定する活動中、パートナーに発生した事故については、市が加入している賠償補償保険の規定の範囲内で対応するものとする。

(標示板の設置)

第6条 市長は、パートナーから標示板の設置の申し出があり、公共施設の管理上支障がないと認めたときは、これを設置することができる。

(安全の確保)

第7条 パートナーは、まち美化活動において、安全確保について、責任を持って対処することとし、活動に際しての安全対策、予防策等を講じるものとする。

2 中学生以下の者が活動に参加する場合は、保護者又は監督者の参加を必要とすることとする。

(辞退及び合意の解消)

第8条 パートナーは、まち美化活動の活動を辞退しようとするとき、又は中止しようとするときは、活動辞退(中止)届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事由が生じたときは、合意を取り消すことができる。

(1) パートナーの活動が合意書の内容と異なるとき

(2) パートナーが公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為を行ったとき

(3) その他市長が特に必要と認めたとき

3 市長は、前項の規定により合意を取り消すときは、合意取消通知書(様式第6号)により当該パートナーに通知するものとする。

4 第5条第1項第1号の規定により物品等の支給又は貸与を受けたパートナーは、辞退及び合意の解消によりこれを必要としない場合は、すみやかに市に返還するものとする。

(顕彰)

第9条 市長は、まち美化活動の実施に当たり特に優れていると認められる場合は、そのパートナーを顕彰することができる。

(連絡調整及び庶務)

第 10 条 まち美化活動の円滑な実施のために必要な関係部課との連絡調整は、市民生活部市民協働・ボランティア推進課が行うものとする。

2 まち美化活動に関する庶務は、公共施設の管理者において処理する。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

活 動 届 出 書

福 井 市 長 あて

団体の所在地

団体の名称

代表者の氏名

福井市まち美化パートナー制度の趣旨に賛同し、福井市まち美化パートナー制度実施要綱第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

活動区域	☐ 道 路 ☐ 河 川 ☐ 公 園 ☐ その他	活動区域又は名称（ ） ・活動区域の略図又は住宅地図を添付してください。
パートナー	参加者数	人
	連 絡 先	担当者氏名
		電話番号
		Fax
		E-mail
活動について	活動開始日	年 月 日
	活動内容	☐ 空き缶、吸殻等の散乱ごみの収集 ☐ 除草 ☐ 花木の植栽、管理 ☐ 破損等に関する情報の提供 ☐ その他環境美化等の促進に必要な活動 （ ）
	活動回数	☐ ほとんど毎日 ☐ 1 週間に 回 ☐ 1 月に 回 ☐ 1 年間に 回
標示板の設置		☐ 希望する ☐ 希望しない

合 意 書

_____と福井市は、福井市まち美化パートナー制度実施要綱第 2 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について合意したことを証するため、本書 2 通を作成し、各自 1 通を保有する。

記

1 活動区域

2 パートナーの活動内容

- (1) 公共施設の空き缶、吸殻等の散乱ごみの収集
- (2) 公共施設の除草
- (3) 公共施設の花木の植栽及び管理
- (4) 公共施設の施設等に関する情報の提供
- (5) その他環境美化等の促進に必要な活動

3 市の支援

- (1) 活動に必要な物品等の支給又は貸与
- (2) 標示板の設置
- (3) 賠償補償保険制度への加入
- (4) その他まち美化パートナー制度の実施に必要な事項

4 その他の事項

- (1) パートナーは、毎年度末までの活動報告書（様式第 3 号）を提出する。
- (2) パートナーは、事故が生じたときはすみやかに事故報告書（様式第 4 号）を提出する。
- (3) パートナーは、「福井市まち美化パートナー制度実施要綱」を遵守し、各施設管理者の実施要領に基づき活動する。

年 月 日

団体の住所

団体の名称

代表者



福井市大手 3 丁目 10 番 1 号

福井市長



年 月 日

活 動 報 告 書

福 井 市 長 あて

団体の所在地

団体の名称

代表者の氏名

年度の活動について、福井市まち美化パートナー制度実施要綱第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

活 動 区 域	☐ 道 路 ☐ 河 川 ☐ 公 園 ☐ その他	活動した区域又は名称（略図又は住宅地図を添付してください）	
活 動 日	時 間	参加人員	活 動 内 容

事 故 報 告 書

福 井 市 長 あて

団体の所在地

団体の名称

代表者の氏名

福井市まち美化パートナー制度実施要綱第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

事 故 発 生 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
事故発生 の 場 所	※発生場所の地図を添付してください（住宅地図のコピー可）。
事 故 の 概 要	
当 事 者 氏 名	（活動参加者・参加者以外）
被 害 の 程 度	
活 動 団 体 の 対 応	
備 考	

※事故現場を撮影した写真等があれば添付してください。

福井市長 あて

代表者の氏名 _____

記

活動区域	☐ 道 路 ☐ 河 川 ☐ 公 園 ☐ その他	活動する区域又は名称
活動終了年月日		年 月 日
辞退(中止)理由		

様式第 6 号（第 8 条関係）

年 月 日

団体の名称

代表者の氏名 様

福 井 市 長 印

合 意 取 消 通 知 書

年 月 日付けで合意書を取り交わした活動について、下記のとおり合意を取り消しますので、通知します。

記

活動区域	☐ 道 路 ☐ 河 川 ☐ 公 園 ☐ その他	活動する区域又は名称
合意を取り消す理由	ア．活動辞退届出書による イ．その他	